



「市政 10 大ニュース」選定方法

H27. 11

秘書広報課

「市政 10 大ニュース」の選定は、当該年に進めた重要事務事業の成果等を単に取りまとめることだけでなく、将来のまちづくりを効果的に展開していくことの意味合いを併せ持つものである。

「市政 10 大ニュース」の公表は、市民に影響を及ぼすことから、まちづくりの現状を踏まえた政策判断の中で選定する必要がある。

今回の「市政 10 大ニュース」の選定は、庁議メンバーの投票によって上位 10 項目を選定する方法とし、次のとおり行うこととする。

【選考手順等】

- ① 1年間の市政のあゆみの中から、秘書広報課で項目をリストアップする。
この際、項目のまとめ方について十分留意する。
- ② 庁議メンバー（市長を除く）に対して、1人 10 項目を選定する投票を依頼し、これを単純集計する。
- ③ 集計結果を参考としながら、秘書広報課で「市政 10 大ニュース（案）」を作成し、市長・副市長の協議で当該年の市政 10 大ニュースとなる 10 項目を決定する（政策調整部長・秘書広報課長同席 最終的に市長決裁）。
- ④ 市政 10 大ニュースの報道機関への公表は、記者会見を開き、市長から行う。【記者会見 12月21日（月）午後1時15分～1時45分 予定】
- ⑤ 市民へのお知らせとして、12月25日付の市広報紙に掲載する。